

建築研究所クリープ実験棟動力設備その他改修業務 仕様書

1. 適用

本仕様書は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「建築研究所クリープ実験棟動力設備その他改修業務」に適用する。

2. 目的

本業務は、令和元年度に空調機用動力幹線ケーブルの火災事故により損傷したケーブルの機能回復を行うため改修工事を実施するものである。

3. 履行場所

茨城県つくば市立原1

国立研究開発法人建築研究所 クリープ実験棟

4. 一般事項

1) 受注者の負担の範囲

- ・ 業務の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者の負担とする。
- ・ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ・ 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
- ・ 安全管理に必要な仮囲い、バリケード、照明等が必要な場合は受注者の負担とする。
- ・ 廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- ・ 業務の実施において、当所のクレーン設備は、発注者と協議の上、無償で使用することができる。
- ・ 業務の実施において、検定に関わる費用は受注者の負担とする。

2) 業務報告書の作成

- ・ 下記の項目を基に書式及び内容を担当者と協議し、業務報告書を作成すること。
 - 1) 実施日
 - 2) 業務内容
 - 3) 業務結果（業務実施前・中・後写真）

3) 関係法令等の遵守

- ・ 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5. 業務関係図書

1) 業務計画書

- ・ 実施体制、全体工程表、作業計画（実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、担当技術者名、安全管理計画等を具体的に定めたもの）等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

2) 貸与資料

- ・ 本業務の対象機器に備え付けの図面、取扱説明書等は使用する事が出来る。なお、作業終了後は、原状に復するものとする。

3) 業務の記録

- ・ 受注者は、担当者と協議した結果について記録を整備すること。

6、業務現場管理

1) 業務管理

- ・ 品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

2) 業務責任者

- ・ 受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・ 業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。
- ・ 業務責任者と担当技術者は兼務出来るものとする。

3) 業務条件

- ・ 業務を行う日は、担当者の指示による。
- ・ 業務実施可能時間は、平日の8：30～17：15とする。
- ・ 業務時間を変更する場合は、担当者の承諾を受けること。

4) 電気工作物保安業務

- ・ 自家用電気工作物の保守点検又は修理を含む業務は、当所の電気保安主任技術者へ作業実施計画を提出し承認を受けること。

5) 業務の安全衛生管理

- ・ 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、担当者へ報告すること。

6) 火気の取扱い等

- ・ 火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。
- ・ 業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

7) 危険物の取扱い

- ・ 業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。

8) 出入り禁止箇所

- ・ 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

9) 養生

- ・ 構内駐車車両、実験棟、工作物、試験体、試験装置、各種資機材等は、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- ・ 万一、汚染及び損傷等した場合は、直ちに担当者へ連絡するとともに、指示する期日までに報告書を提出すること。また、受注者の負担により原状回復を図ること。

10) 後片付け

- ・ 業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

7、業務の実施

1) 服装等

- ・ 業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。

2) 担当者の立会い

- ・ 作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。

8、業務に伴う廃棄物の処理等

1) 廃棄物の報告

- ・ 業務において発生する廃棄物は、種類・数量・重量を担当者へ報告すること。なお、報告様式は任意とする。

2) 産業廃棄物の処理

- ・ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

9, 建物内施設等の利用

1) 共用施設の利用

- ・ 駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。

10, 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

1) 作業用足場等

- ・ 労働安全衛生法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2) 持込資機材の残置

- ・ 業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

11. 業務内容及び仕様

1) 業務内容及び仕様(詳細は平面図参照)

- ・ クリープ実験棟内の動力盤幹線ケーブルを敷設する。
- ・ 直流電源装置の基盤交換を行う。
- ・ ケーブルの敷設、基盤交換完了後動作確認及び絶縁測定等の試験を行うこと。

12, 履行期限

- ・ 契約日の翌日から令和3年1月29日まで

13. 提出書類

- ・ 5, 1) で作成した業務計画書
- ・ 4, 2) で作成した業務報告書
- ・ 打ち合わせ書
- ・ 上記書類の書式はA4版縦横書きとし、ファイルに綴じ1部を提出するとともに、上記電子データを保存した電子媒体1部を提出すること。(電子媒体の種類は担当者の指示による)
- ・ その他担当者が指示したもの(書式、形態、部数は担当者の指示による)

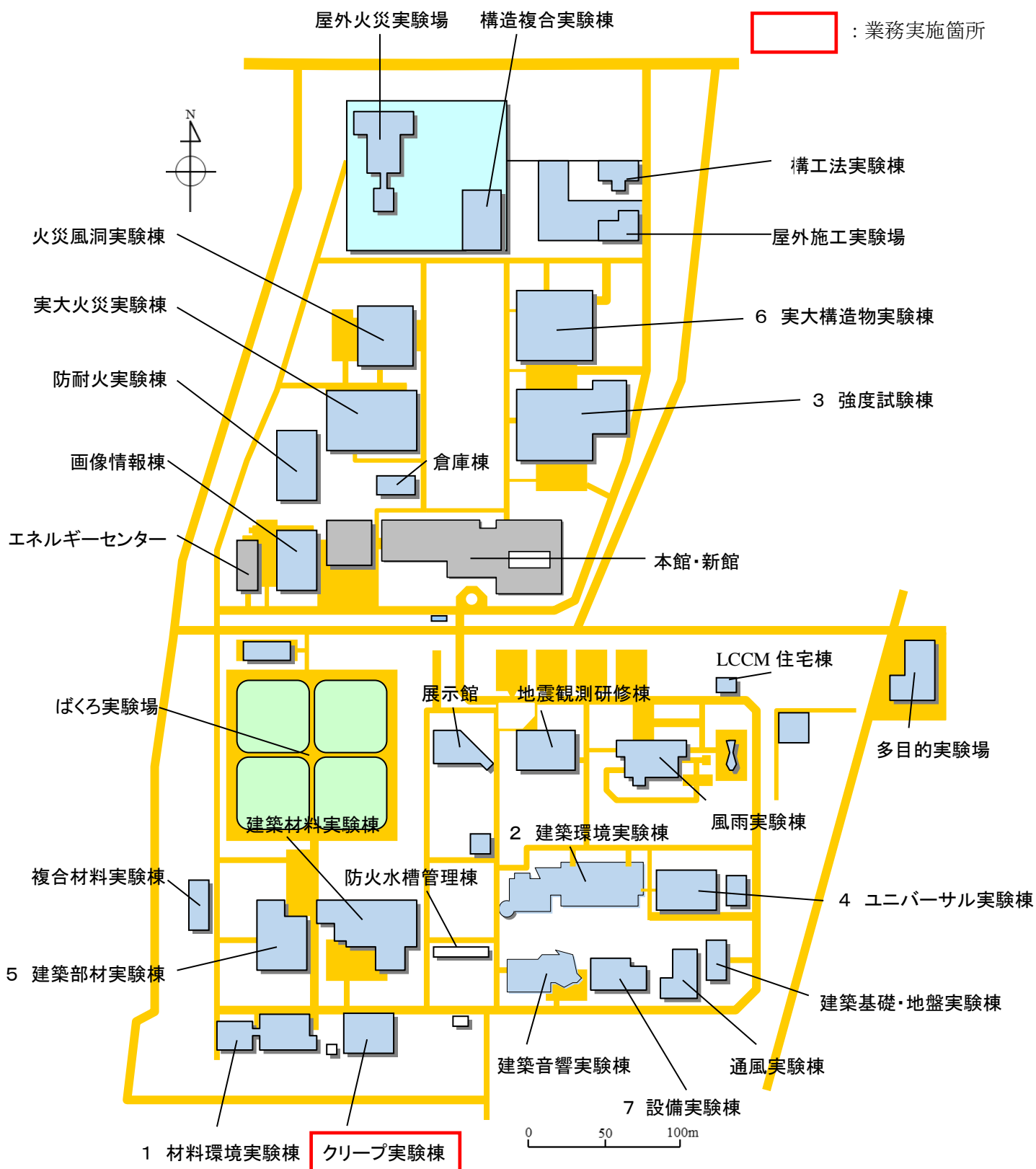
14. 検査

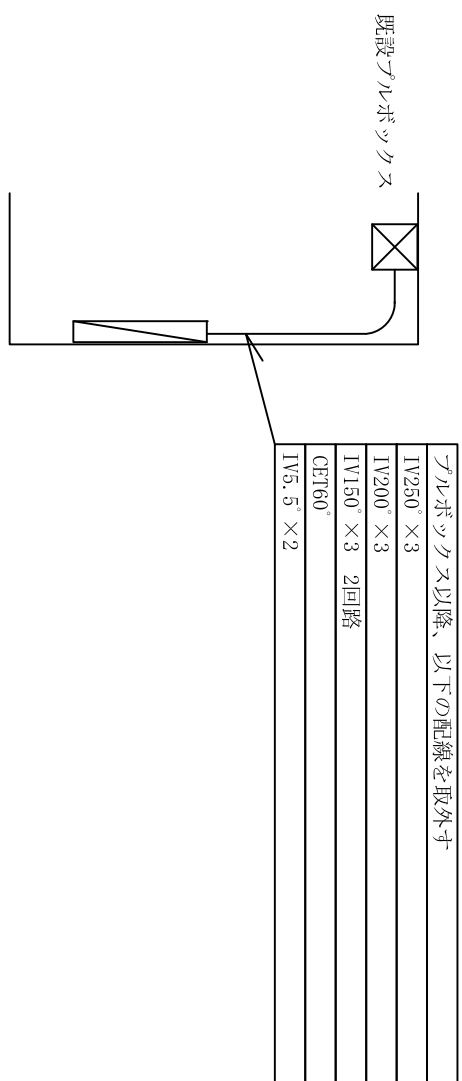
- ・ 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。
- ・ 検査に必要な資機材、契約図書、業務関係図書は受注者で用意すること。

15. 疑義

本業務に疑義が生じた場合、担当者と協議すること。

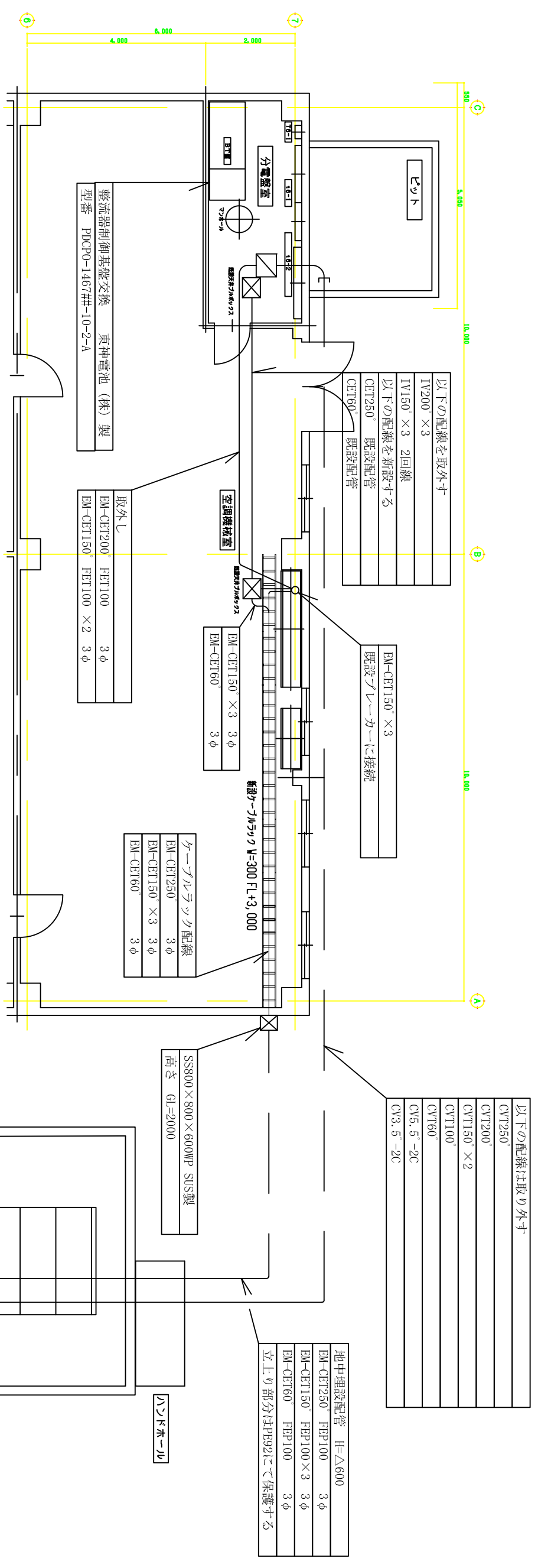
担当者 企画部 情報・技術課 村松 栄一





1. 端子盤T-21は取り外す。
2. 新設CET1250°、CET160°は分電盤室天井バスボックス内にて既設配線と接続する。
3. ケーブルを取り外した分電盤室開口はケイ酸カルシウム板で塞ぐ。

分電盤室断面図 S=1:100



空調機械室平面図 S=1:100

